別記第一号様式

　　　　　農業近代化資金利子補給契約書

　　東京都(以下｢甲｣という。)と　　　　(以下｢乙｣という。)とは、乙が貸し付ける東京都農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年四月東京都規則第七十一号。以下｢規則｣という。)第二条第三項に規定する農業近代化資金(以下｢農業近代化資金｣という。)につき、甲が乙に対し利子補給金を交付することについて、次の条項を契約する。

　第一条　乙の貸付けに係る農業近代化資金につき、甲の乙に対する利子補給は、予算の範囲内で行うものとする。

　第二条　乙の貸付けに係る農業近代化資金につき、甲の行う利子補給は、乙の農業近代化資金利子補給承認申請に基づき、甲が、乙に対し、農業近代化資金利子補給承認書を交付することによつて行うものとする。

　第三条　乙は前条の農業近代化資金利子補給承認書の交付を受けたときは、その承認書の承認事項に従い、貸付けを行わなければならない。

　第四条　乙の貸付けに係る農業近代化資金の償還方法の変更(繰上償還を除く。)に基づく甲の利子補給の変更は、乙の農業近代化資金利子補給変更承認申請に基づき、甲が乙に対し、農業近代化資金利子補給変更承認書を交付することによつて行うものとする。

　第五条　乙は、前条の農業近代化資金利子補給変更承認書の交付を受けたときは、その承認書の承認事項に従い、速やかに、償還方法の変更を行わなければならない。

　第六条　乙は、第三条の貸付けを行つたとき、又は前条の償還方法の変更を行つたときは、速やかに、その旨を甲に対し報告するものとする。

　第七条　甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、規則第四条の規定により計算した額とする。

　第八条　乙が甲に対して行う利子補給金の交付の請求は、規則第四条に規定する各期間ごとに、当該各期間中の利子補給金の額について、当該各期間経過後三十日以内に、農業近代化資金利子補給金請求書を知事に提出して行わなければならない。

　第九条　甲は、乙から前条の利子補給金の交付の請求があつた場合において、利子補給金の交付を適当と認めたときは、当該請求に係る農業近代化資金利子補給金請求書を受理した日の翌日から三十日以内にこれを支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

　第十条　乙は、毎年一月一日から六月三十日まで及び七月一日から十二月三十一日までの各期間ごとに、当該各期間中の農業近代化資金の貸付残高の移動状況を、当該各期間経過後十五日以内に、甲に対し、農業近代化資金貸付残高移動状況報告書により報告しなければならない。

　第十一条　乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

　第十二条　甲は、甲の利子補給に係る農業近代化資金を借り受けた者が、当該農業近代化資金を貸付目的以外の目的に使用したとき、又は規則第二条第一項の農業者等でなくなつたときは、乙に対する利子補給金の交付を打ち切ることができる。

　２　甲は、乙の責めに帰すべき理由により、乙が、規則又はこの契約に違反したときは、乙に対する利子補給金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

　第十三条　甲は、甲の利子補給に係る農業近代化資金の貸付けに関し報告を求め、又は甲の職員をして、当該貸付けに関する貸付対象事業、帳簿、書類等を調査させることができる。この場合、乙はこれに協力しなければならない。

　第十四条　この契約を変更しようとするとき、又はこの契約に疑義を生じたとき、若しくはこの契約に定めのない事項については甲乙両者の協議により定めるものとする。

　第十五条　この契約書は、二通作成し、署名押印の上、甲及び乙において各一通を保有するものとする。

年　　月　　日

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

甲　東京都

代表者　東京都知事　氏名　印

住所

乙　名称

代表者　　　　　　　氏名　印